

## 外国人の受入れに関するタカノクリエイト基本指針

### 1. 自由意志と人権の尊重に基づく雇用関係の構築

わたしたちは、特定技能外国人、及び技能実習生を雇用するにあたり、それぞれの雇用契約書及び雇用条件書に基づく就労であることを確認し、その意志と人権尊重に基づいて雇用関係を構築し、それを維持していくことを約束します。

### 2. 国籍等による差別的扱いの禁止

わたしたちは、労働者の処遇について、国籍等による差別的扱いはしません。

- (1) わたしたちは、賃金について、差別的扱いはしません。
- (2) わたしたちは、教育・訓練の機会提供について、差別的扱いはしません。
- (3) わたしたちは、労働環境について、差別的扱いはしません。
- (4) わたしたちは、生活環境および福利厚生について、差別的扱いはしません。

### 3. 共生社会の構築

- (1) わたしたちは、雇用中の外国人のみならず他の外国人住民も地域コミュニティの構成員であるという意識を共有します。
- (2) わたしたちは、雇用中の外国人、及び他の外国人住民も地域社会活動へ参画できるような環境整備に取り組みます。
- (3) わたしたちは、小松市国際交流協会、公立小松大学、その他コミュニティとの連携を図り、外国人住民とともに地域社会の発展を目指します。